



2022年5月26日

各位

会社名 住友重機械工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 下村 真司  
(コード番号 6302 東証プライム)  
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部長  
島村 佳孝  
(TEL. 03-6737-2333)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月26日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第126期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

##### (1) 目的事項の変更

当社事業の現状に即して事業目的の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条について所要の変更を行うものであります。

##### (2) 株主総会提供資料の電子提供制度にかかる規定の変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会提供資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります(変更案第16条第1項)。
- ②書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります(変更案第16条第2項)。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するものであります(現行定款第16条)。
- ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります(附則第1条)。

##### (3) 事業年度の変更

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、海外連結子会社と事業年度を統一することで、グローバル経営基盤を強化するとともに、統一会計期間でのタイムリーな業績把握開示の実現を図るため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

なお、事業年度が毎年1月1日から12月31日まで以外の国内連結子会社につきましても、同様の変更を行う予定です。

①当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更するものであります（現行定款第33条）。

②同変更による調整のため所要の変更を行うものであります（現行定款第13条第1項、第14条、第34条及び第35条）。

③事業年度の変更に伴い、第127期事業年度は2022年4月1日から2022年12月31日までの9か月間となるため、経過措置として附則を設けるものであります（附則第2条、第3条及び第4条）。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月29日

定款変更の効力発生日 2022年6月29日

以上

(別紙)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の機械、装置およびこれに関連する総合設備の設計、製造、据付、販売ならびに修理</p> <p>(1) 製鉄・非鉄機械、鍛圧機械、運搬機械、産業車両、物流機械、駐車装置、建設機械、化学装置、原子力装置、風水力機械、油圧機器、プラスチック加工機械、セラミックス加工機械、ガラス加工機械、工作機械、印刷機械、パルプ製造装置、製紙機械、船用機器、医療機械器具、加速器、電子照射装置、超電導装置、レーザ機器、半導体製造装置、液晶製造装置、精密位置決め装置、極低温機器、精密機械器具、金型、その他産業用および一般用機械</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) タービン、ボイラ、発電設備</p> <p>(4) (省略)</p> <p><u>(5) ヨット等のレジャー機器</u></p> <p><u>(6)~(7)</u> (省略)</p> <p>2. ~13. (省略)</p> <p><u>14. 海難救助および海上運送業</u></p> <p><u>15. ~17.</u> (省略)</p> <p><u>18. マリン・レジャー、スポーツ、宿泊施設等の経営</u></p> <p><u>19.</u> (省略)</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は毎年<u>6月</u>に招集する。</p> <p>(省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第16条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の機械、装置およびこれに関連する総合設備の設計、製造、据付、販売ならびに修理</p> <p>(1) 製鉄・非鉄機械、鍛圧機械、運搬機械、産業車両、物流機械、駐車装置、建設機械、化学装置、原子力装置、風水力機械、油圧機器、プラスチック加工機械、セラミックス加工機械、ガラス加工機械、工作機械、印刷機械、パルプ製造装置、製紙機械、船用機器、医療機械器具、加速器、電子照射装置、超電導装置、レーザ機器、半導体製造装置、液晶製造装置、精密位置決め装置、極低温機器、精密機械器具、金型、<u>ロボット</u>、その他産業用および一般用機械</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) タービン、ボイラ、発電設備、<u>蓄電設備</u></p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(5)~(6)</u> (現行どおり)</p> <p>2. ~13. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>14. ~16.</u> (号数を1号ずつ繰り上げる)</p> <p>(削除)</p> <p><u>17.</u> (号数を2号繰り上げる)</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は毎年<u>3月</u>に招集する。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年<u>12月31日</u>とする。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第 17 条～第 32 条 (省略) (事業年度)</p> <p>第 33 条 当社の事業年度は毎年 <u>4 月 1 日</u> から <u>翌年 3 月 31 日</u> までとする。 (剰余金の配当)</p> <p>第 34 条 当社は株主総会の決議によって毎年 <u>3 月 31 日</u> 現在の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当を行う。 (中間配当)</p> <p>第 35 条 当社は取締役会の決議によって毎年 <u>9 月 30 日</u> 現在の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し中間配当をすることができる。</p>	<p>(<u>電子提供措置等</u>)</p> <p>第 16 条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> 当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第 17 条～第 32 条 (現行どおり) (事業年度)</p> <p>第 33 条 当社の事業年度は毎年 <u>1 月 1 日</u> から <u>12 月 31 日</u> までとする。 (剰余金の配当)</p> <p>第 34 条 当社は株主総会の決議によって毎年 <u>12 月 31 日</u> 現在の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当を行う。 (中間配当)</p> <p>第 35 条 当社は取締役会の決議によって毎年 <u>6 月 30 日</u> 現在の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し中間配当をすることができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>第 1 条 <u>定款第 16 条の変更は会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条は施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 2 条 <u>第 33 条 (事業年度) の規定にかかわらず、第 127 期事業年度は 2022 年 4 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までの 9 か月間とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 3 条 <u>第 35 条 (中間配当) の規定にかかわらず、第 127 期事業年度の中間配当を行う場合の基準日は 2022 年 9 月 30 日とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 4 条 <u>前 2 条および本条は第 127 期事業年度の終了をもって、これを削除する。</u></p>

以上